琉球大学学術リポジトリ

復帰準備2

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の諸制度, 沖縄復帰準備委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399

米大使館との連絡調整

アメリカ局長
参事官
安全保障課長
北米オ一課長

極秘
無期限
並ヤ5部の
4号

沖縄返還（シュミッツとの協議）

昭和46. 9. 3
アメリカ局北米第一課

近く上院対策事務援助のため一時帰国する在京米大使館シュミッツ書記官との8月26日及び9月3日の協議ぶり概要総合すれば次のとおり。

（当方米北一長、米保長（9月3日のみ）、条条長（8月26日のみ）ほか担当官、先方キリオン書記官出席）

なお、対国会、上院説明ぶりに関する8月31日の協議については別途記録。

1. 地位協定適用関係

(1) 防衛施設庁現地職員増員問題

（8月26日）

シュミッツより、増員するにしても同庁の独立事務所開設は、上院審議が山を越し、かつ、施設提供についての field operation 段階に入つてからにしてほしく、当座は従来どおり対策庁沖縄事務局の下部機構とされたい旨要望。

（9月3日）

シュミッツより、本国はたとえ対策庁の下部機構としても人数が多すぎて目立ち、上院審議に差支えるので、大巾延期かまたは人数を半減してほしいとの意向なる旨発言。当方より、上記は施設提供事務上人員、派遣時期とも不可欠であり、米本国の意向は米軍自身に不利益をもたらすものであり、かつ、同庁も目立たぬよう心がけている。本派遣計画はまだ山中総務長官の同意をえていないことでもあり、若干の修正は加え得ても、米本国の意向は受入れ難いと反論、先方より、可能な限り直してもらつた方が有難いと述べた。（後日再連絡し合うこととした。）

(2) 施設・区域・旧軍用地等

(イ) 那覇空港

当方より、区域画定協議の早急開始を表明（8月26日）、先方より、P－3撤去に関する米側方針をまたれたく、約10日ほどかかろうと述べた（9月3日）。

(ロ) 那覇軍港

先方より、施設の提供と港長業務の対日移管（場合によつては復帰前に琉政への移

管も検討中）との相関関係上一括してＳＴＧの場で協議したしと述べ、当方より、後者は性質上是非外交ルートを経由してほしい旨要望（９月３日）。

(ハ)　アメリカン・リージョン、ＶＦＷクラブ

当方の質問にこたえ、米側で地位協定要員専用とすべく検討中と発言。当方より、これは問題あるべしと指摘（この関連で先方は、那覇サービス・センターの切換えについても検討中とのべた。）（９月３日）。

(ニ)　旧軍用地

(A)　ＶＯＡ用地

先方より、地主との新契約交渉開始にのぞみ、施設・区域用地関係条件との均衡及び新契約根拠法規の復帰後の扱いいかんとの問題ありと発言（８月２６日）。当方より、前者については、防衛施設庁現地職員との協議を要望、先方了承（９月３日）。

(B)　３公社用地等

当方より、関係各省と調整後米側と現地、東京にて協議したしと述べ、先方了承（９月３日）。

(3)　労　務

当方より、(イ)４種労働者に関するクエスチョネアへの回答を督促するとともに、(ロ)~~３公社~~ＶＯＡ等の労務者の取扱いの実態につき各省~~調整後~~関心を有するとき米側と協議したしと述べ、先方了承、また(ハ)近く労働省などより主に労災との関係で問題点を提出すべき旨予告（９月３日）。

(4)　ＳＲ７１

米北一長より私見なりとして、国会対策上なにかQUOTABLEなものを米側よりほしいと述べ、先方は問題は分るとコメント（９月３日）。

(5)　Ｐ－３

当方より、防衛施設庁作成の非公式質問書を手交（ただし、これは日本側の負担を約束せずと留保、先方了承）、先方より、Ｐ－３の移転検討は第７艦隊の任務再検討にもつながるのでおくれている旨を説明（８月２６日）。

2 目前の諸問題

(1) 沖縄産品への対米輸入課徴金の免除

当方より、米政府の態度確認方要望（8月26日）。

(2) 円・ドル問題

当方より、復帰前の通貨切換え問題につき沖縄各方面で、米側が「困難なれども不可能でなく、日本政府のイニシアティブにかかる」と述べた旨宣伝しおり、迷惑する旨注意（8月26日）、先方より、最近復帰協代表に対しランデ参事官より、「本問題については日米協議を要す」と述べた旨披露したので、当方より、重ねてかかる発言は厳に注意すべき旨指摘した（9月3日）。

(3) 共産党議員の基地見学

当方の質問に対し先方は、ランパート高等弁務官が各軍司令官説得中と回答（8月26日）。

3. 各種諸問題

(1) 協定第4条2項の手続

当方より、少なくとも国会開始までには協議開始が必要なりと指摘、先方は検討中にて、なんとか間に合わせたしと述べた（9月3日）。

(2) 電受補償に関する条規クエスチョネア

当方より手交、先方検討を約した（9月3日）。

(3) 海没地

先方質問にこたえ、当方現地にて施設庁藤岡と米側グリーンの接触しかるべき旨発言（8月26日）、先方より上記を確認（9月3日）。

(4) 在沖米企業

当方より、クエスチョネアの回答は事務量膨大なるも、近く各省調整段階に入るべき旨説明、先方これを多とした（9月3日）。

(5) ガリオア大蔵省質問書

当方より、国会を控え一部口頭にても可なりとして回答督促（9月3日）。

(6) 公文書引継ぎ

当方作成中の希望文書リスト完成次第在京米大使館と事務レベル協議をすることとなつた（8月26日）。

(7) 琉球財産管理官資金

当方より、協定交渉時の立場をかえずと述

べ、先方は検討中なるも最終的にはバランス0という形で解決することを考えている旨、我方よりそれは説明困難であり大蔵省は同意しないであろう旨を指摘（8月26日）。

(8) 琉球銀行定款

先方より、米側保有株式売却との関連で本銀行の設立が琉球の銀行法ではなく布令に基づくものであり復帰後の存続について懸念する向きがあり、これが問題となっていると述べた（8月26日）。

(9) ESSOによる電力公社用原油値上げ

先方より、民政府、ESSO間で交渉中なるも、おそらくESSO社の米政府への請求権としてのこるべく、2年後位までその分の予算を一般資金に保持すべき旨述べた（8月26日）。

(10) バクナー記念碑

当方より、買収交渉の現状を説明、先方これを多とした（9月3日）。

(11) 奄美（郵便貯金問題）

当方より、返還協定交渉中に手交しおいた口上書案文に対する回答を督促したところ、シュミッツは、今般予時帰国の際多忙ためて国内の手続をpromptすることとしたいが、立法府の同意をうる前に復帰が確定しているかのごとき表現があり、上記は対議会の説明上問題ありと思う。口上書の交換は批准後でどうかと述べた。よつて当方より、国内予算措置との関連もあり、郵政省は、口上書の早期交換を希望しおる旨指摘の上、国会前に口上書交換を実施したい旨強く要望。

4. 上院関係

(1) 上院あて協定送付大統領書簡案

当方より、在米大使館報告に基づく問題点及び上記につきワシントンで対米話合いする旨を説明（9月3日）。

(2) 上院審議日程

先方より、提出は9月上ないし中旬、審議開始は10月半ばまでと予想する旨説明（8月26日、9月3日）。

5. 国会における野党攻勢予想

当方より、

(1) 核隠し、安保変質のいわゆるマヤカシ論（核抜きの証明に問題あるも従来の線で防止の見通し。）。

(2) 中国をめぐる新情勢による協定時代錯誤論（内政と絡む点が問題）。

(3) 施設・特殊部隊等に関するきわめて微細なる質問（各野党の調査ぶりは綿密）と説明（8月26日）。

極秘

[illegible]

一条約局長

条約課長

Preamble:

The meaning of "on the basis of ...."

It is a historical fact that Prime Minister Sato and President Nixon agreed upon the return of Okinawa to Japan in 1969. 対に stated in the Joint Communique dated 1969.11.21. The Preamble here reaffirms this historical fact.

協定等の対口会説明ぶりにつき三十日本資料に基づき ミュミ書記官に口頭説明を行なったが、同事務官帰口前に参考までに手交しておくこととしたい。我方説明ぶりにつき同事務官は時に異なるない旨述べていたが詳細別途。

(九月二日を予定)

Article 1:

On the Senkaku Islands:

That the Senkaku Islands are the territory of Japan is an undisputable fact. It is for this reason that the administrative rights over these islands were accorded to the United States under Article 3 of the Treaty of Peace as they were over the other islands of Okinawa.

Inasmuch as it is now clearly stipulated that with the present Agreement the United States completes the return of the administrative rights over all the territories under Article 3 of the Treaty of Peace including the Senkaku Islands, there is no need for concern about ~~the~~ Japan's territorial right ~~of~~ over the Senkaku Islands.

(シュミッツのコメント：米側としては「米国の領土権につき問題があるのであれば、当事者間で話し合いにより解決すべきである」との趣旨を述べざるを得ない。)

Article II:

What are "its related arrangements"?

(1) Exchange of Notes concerning the Implementation of Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security (1960.1.19)

(2) Exchange of Notes concerning the Yoshida - Acheson Exchange of Notes and others (1960.1.19)

(3) Exchange of Notes concerning the Mutual Defense Assistance Agreement (1960.1.19)

(4) Agreement regarding Facilities and Areas and the Status of U.S. Armed Forces in Japan (1960.1.19)

Article III:

What is the relation between Article III of the Agreement and the Memorandum of Understanding concerning facilities and areas in Okinawa? What is the legal status of the Memorandum?

1. Paragraph 1 of Article III of the Agreement means that the use of specific facilities and areas in Okinawa will be granted, as they are now in Japan, by agreements concluded by the two Governments through the Joint Committee provided for in the SOFA. Accordingly, facilities and areas the use of which is to be granted upon reversion will be legally determined only through agreements as to specific facilities and areas concluded upon reversion through the Joint Committee.

2. On the other hand, because of the concern of the people of Okinawa with the problem of which installations and sites presently utilized by the United States will be or will not be granted upon reversion, and, for the purpose of budgetary and other preparations it was found useful for the two Governments to hold discussions concerning the installations and sites. The Memorandum of Understanding represents the results of the said discussions. It is clear

from preambulary paragraph of List A that the Memorandum does not prejudice legal competence of the Joint Committee to agree on facilities and areas, but rather contributes much to preparatory works for conclusion upon reversion of agreements as to specific facilities and areas in Okinawa through the Joint Committee.

Article IV:

The nature of the waiver of claims

Except for those claims to be dealt with and settled by the Government of the United States in accordance with paragraphs 2 and 3 of Article IV and the Exchange of Notes concerning the Settlement of the problems of the submerged lands, the Government of Japan waives the right to exercise diplomatic protection.

(シュミッツ：日本側の立場は承知している。しかし、将来米国の裁判所が協定四条1に基づき請求権訴訟を却下することは考えられる。各に対し、当方より却下するか否かについては、四条2が適用基準である旨コメントした。)

Article IV and the Exchange of Notes concerning the reclaimed lands:

The legal character of the lands reclaimed by the United States in Okinawa or the reclaimed lands acquired by it.

Although the reclaimed lands referred to here are of such nature as to become ipso jure the property of the Government of Japan upon reversion, the Japanese Government is not in a position to dispose of them freely before reversion. On the other hand, disposition by the Government of the United States of such lands has to be basically permitted as a form in the exercise of its administrative rights. Such disposition, however, cannot be carried out at its own discretion against the will of Japan in view of the nature of such lands to become ipso jure the property of the Government of Japan upon reversion, which has now become imminent. It is for these reasons that the Government of the United States is obligated to consult with the Government of Japan for the disposition of the reclaimed lands for settling the claims concerned.

(シュミフツ: 米側の関心は何故埋立地について適正対価を要求しなかつたのかということであり、右に対しては、埋立地について日本側と同趣旨、考え方に基づく説明を行なうこととなる。)

Article V:

(1) Will retrial be permitted after reversion with respect to final judgments rendered by any court in Okinawa?

It is with a view to maintaining social order and insuring legal stability in Okinawa prior to reversion that Japan will continue in principle judicial acts ~~instituted~~ done prior to reversion. It would be, therefore, contrary to the above policy to take measures generally denying judicial acts ~~instituted~~ done in the courts in Okinawa prior to reversion. It should also be pointed out that judgments rendered by USCAR courts as well as by GRI courts are not considered generally unjust.

It is quite natural at the same time that ~~measures enabling retrial should be taken~~ retrial should be permitted as provided for in the procedural laws of Japan. with respect to such judicial acts as ~~instituted~~ done in error~~; the question of specific measures for retrial in such cases is now under careful consideration~~.

(2) Proclamations and Ordinances should not be applied after reversion to offences committed prior to reversion. What is the policy of the Government of Japan on this question?

The criminal laws now existing in Okinawa consist of the former Japanese laws in force in 1945, laws enacted by the GRI Legislature and Proclamations and Ordinances. Since all these three are interdependent, all of them including Proclamations and Ordinances should be made applicable to offences committed prior to reversion in order to maintain social order and legal stability in Okinawa. It is quite natural, however, that specific provisions in the criminal laws of Okinawa which are contrary to or incompatible with the Constitution as well as the basic concept of the criminal laws of Japan should not be made applicable after reversion. The question of how to treat specific provisions in the criminal laws of Okinawa from this point of view ~~is now under~~ will be carefully consider~~ing~~ed.

(3) What is the policy of the Government on amnesty in respect of the persons who have committed crimes under the criminal laws of Okinawa?

The Government is contemplating to take measures enabling to apply upon reversion the Amnesty Law of Japan to such persons, but the specific measures are yet to be carefully considered.

Article VII:

(1) Nature of the payment of 320 million dollars; was it a lump sum payment?

The amount of 320 million dollars was agreed upon as a result of negotiations in consideration primarily of the three items specified in Article VII of the Agreement. Although the Agreement does not give breakdowns, the said amount was agreed upon, as the figures of about 175 million dollars for the transfer of the U.S. assets, about 75 million dollars for the separation payments, and about 70 million dollars corresponding to the U.S. obligation to return Okinawa without nuclear weapons and for others were adjudged appropriate.

(2) Nature of the figure of about 70 million dollars corresponding to the U.S. obligation to return Okinawa without nuclear weapons and for others:

The provisions of Article VII clearly confirm the obligation of the United States Government to return Okinawa without nuclear weapons, namely the obligation that the United States Government is carrying out the return of Okinawa in a manner consistent with the policy of the

Government of Japan as specified in paragraph 8 of the Joint Communique. In the negotiations, a total amount of 320 million dollars including about 70 million dollars as corresponding in the main to the said obligation was agreed upon.

(シュミツツ：米側にとっても極めてデリケートな問題であり説明ぶりについては最終的に自分が華府へ帰った後関係省庁と協議のうえ決定されよう。右決定に当れば日本側説明と齟齬のないよう注意する。)

Article VIII:

Under Article VIII of the Agreement, the Government of Japan agrees to the tentative continuation of the activities of the VOA relay station on Okinawa for a period of five years. In any event, unless such measures as the conclusion of a new agreement are taken, it is at the maximum for a period of five years that the continuation may be permitted.

(未) 条約局長
条約課長了

The Arrangement Concerning Assumption by Japan of the Responsibility for the Immediate Defense of Okinawa

The legal nature of the Arrangement:

Although the matters relating to the immediate defense of Okinawa after reversion ~~are~~ can ~~of such nature~~ be decided by the Government of Japan alone ~~[illegible]~~, the Arrangement records the results of the discussions between the defense authorities of the two Governments concerning the technical coordination between them in connection with the Japanese program for the deployment of the Self Defense Forces in Okinawa after reversion.

安全保障課長

安全保障課回覧

課長	
首席	
総務班	
地位協定班	
防衛技術協定班	
調査連絡班	
庶務班	

要保存

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）

（外務省）

（沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止）

第　条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

（施行期日の政令への委任）

第　条　前条の規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日以後六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

（外務省）

（旅券法の一部改正）

第　条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号の）一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）（外務省）

（旅券法の特例に関する法律の廃止）

第一条　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）は、廃止する。

（旅券法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二条　旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

2　旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

情報長

アメリカ局長

参事官

北米オー課長

第 362 号

昭和 46 年 6 月 24 日

外務大臣殿

在準備委代表事務所
高瀬代

（件名）

貴大臣の講演記録送付

引用公・電信
日付・番号

先般の貴大臣の御診神に際し、6月22日午後4時から当地国場ホールで行われた講演の記録（録音テープより当事務所が作成せるもの）を別添送付する。

~~ついては内容御検討~~ 本件講演テキストについては各方面からの要望に接しているので、至急内容御検討の上、これを印刷に付し当事務所に10部空送願いたい。

なお既報のとおり、本件講演は1000名を超える聴衆に多大の感銘を与えた他、その要旨は翌日の琉球新報に掲載され（切抜き別添）、沖縄県民の返還協定に対する理解を深めるのに極めて大きな効果があったと思料されるが、後帰時さらに周知徹底をはかるために本件講演テキストを広報刊行物に（県民に対し作成の至）掲載する等効果的活用を御検討願いたく、作成の上は当事務所にも相当部数御送付願いたい。

首席事務官
総務
沖縄
外調査
漁業
海空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

46.6.25

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

GA-3-1

別添

愛知大臣講演記録

外　務　省
東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話　霞が関 (580) 3311 番
郵便番号　100

琉球商工会議所
沖縄青年会議所
共催講演会

「　　」

愛知外務大臣
昭和四十六年六月廿二日

本日は沖縄に久しぶりにやって参りましたが、これは沖縄の皆様に親しく御挨拶、御礼、御報告その他いろいろのことを兼ねてお話しを申し上げるためでございます。　日中の一番お忙しいなかをこうして多数の方々の御参集を得ることができ、心からうれしく、また、皆様の御厚情に対して深くお礼申しあげる次第であります。

皆様もご覧になったことと思いますが、去る十七日には世界にも例の無い、いわゆる宇宙中継によって、同時に東京とワシントンで沖縄返還協定が調印されました。　日本政府は、これまで国会内においてこの沖縄問題について（異例）申し開報

告を行ない、また、この中間報告に先立って
は琉球政府や立法院の方々その他の沖縄の代表
のかたにも中間報告を致しております。更に
調印の直前には、政府の代表として竹内政務次
官を沖縄に派遣し、お話し申しあげました。
こうして順序は踏んで参りましたが、協定が調
印された現在、なるべく早い機会に責任者から
直接御説明申しあげるのが政府の義務であると
考え、また佐藤総理の切なる願望でもございましたので
私こうしてやって参ったようなわけでございます。
以下時間の許すかぎり私から御説明してみた
いと思いますので、暫く御静聴頂きとうござ
います。
先ず第一に政府として一番の眼目とし、かつ
最も苦心したのは、一昨年暮れの日米共同

声明第六項から第八項までに謳われている「核抜き」「本土並み」「七十二年返還」の三本の柱を如何にしてしっかり協定の中にもり込むかでありました。その結果はどうであったかと申しますと、この眼目は協定のうえに充分に貫けたということが政府として確信をもって申しあげることができるのであります。

今少し詳しく申しあげますならば、「核抜き」については協定第七条で規定されております。そして、その文言については、日本政府の政策に背馳しないよう返還が実現されると書かれてあります。しかるに、この文言について或る一部のかたがたは、「こんなもって回ったような言い方をやめて、はっきりと核は持って帰りますと何故書かなかったか。」と

言って、これは「核かくし」だと吹聴し、人々の疑惑心を起こさせるように言いまわって居るようでございますが、これは率直に申しまして非常に残念なことだと思います。今朝到着致しました時の空港での記者会見で申しましたように、日本政府が「沖縄は核ぬきで返して下さい」と言い、これに対して米国政府が「そう致します」と確約したのであります。

して、協定第七条を読んで頂ければ何人もこの点につき疑惑を抱く筈はないと思うのであります。そうして、おまけに、日本政府は米国政府に対し向こう五カ年の間に三億二〇〇〇万ドルを支払うのでありますが、そのうち約七〇〇〇万ドルという金額は、米国も核の撤去のためには本金が要ることでしょうから、これに充

まして分かるはずはならない。　核については大
もし日本政府が欲せざる(特殊の)もうがあれば、一切を撤
ありますが、とにかく返還されるまでに核や、また
なった。　実際に返還する期日は未定で
は、恐ろ沖縄を核抜きで日本に返還することに
の一つである二ユーヨーク、タイムズが、「半国政府
なったことと思いますが、　アメリカの最大の新聞
した。　たとえば、皆様も新聞でお読みに
く、半側からいろいろ情報が流れて参りま
ほつほつ式に臨む準備をし始めた私のところ
起せば調印式当日の十七日のことでありました。
るのではないかと思います。　[redacted]　思い
でありますから、これ以上疑えば疑い過ぎになる
まで協定のうえで核の撤去を未咲しているの
てるために同意したものなのであります。　ここ

統領の権限ですから、国務省及び国防省が相携えて撤去の準備開始につき大統領の決裁を求めることになった。」と報ぜられております。

私は確信をもって説明申しあげていますが、相手国たるアメリカの新聞からもかような傍証が出て来ているのであります。これをしも信用できない、と言えるでありましょうか。更にまた、調印式に出席されたマイヤー駐日大使は、本国からの訓令に基いて挨拶文を読みあげましたが、その中にも「沖縄を核抜きで返還致します」と繰り返し言われているのであります。

以上のような諸々の事から鑑み、また、私がこうして青空のもとに皆様に確信をもって申しあげているのでありますから、「核抜き」についてはこれ以上疑惑をお持ちになる必要がないので

7

日本がいかに発展することもやめさせることはでき
下したとしても、それが半国の軍隊だとすれば、
けて発進して、ラオス、カンボジアに原爆を投
即ち、よしんばカラ十基地から、ウィ上十八向
いわばアメリカの本土基本ということができるのです。
下にある沖縄と殺しましては、これら基地は
ありますの。同時に、現在半国の施政権
言いすぎではないことは十二分に承知致して
基地があり、「基地の中の沖縄」と申しても
ない。まず一つは、沖縄にはたくさんの
私は、ここでは二つの面度から報告明申しあげ
る義命や義務が伝えられてあります。
ます。「本土基本」につきましてもいろいろ
もう一つの意味は「本土基本」でございます。
はないかと、こう思うのでございます。

ないのであります。しかしながら、仮に将来このカデナ基地が米軍に施設されたならば、基地の施設のたたおまいや風景こそ同じでもその性格や使い方は全く違ってまるのであります。なぜなら、協定第二条の規定によって、日米安保条約及びその他関連取り決めが、そのまま何の変化もなく適用されるからであります。もし米軍が日本政府の希望しない戦闘作戦行動、否、よしや希望するものであったとしてもかつる行動を沖縄でとる場合は、日本政府の事前承諾を得なければならなくなる。従って、米軍の自由発進ということは絶対にできなくなるのであります。核についても、返還までに核は撤去されるのですが、その後万一核の再持ち込みを欲したとしても、事前協議で日本政府が

9

ように、現在解釈されている。ところが、そう
ゆうに、感想を起すということはならない、
ことが行なわれ、その結果どこかの国からの
ありまして、沖縄学民のかたがたの欲せざる
基地の性格、機能が全く異ったということで
いのは、「本土並み」とはこのように提供される
いのは、「本土並み」とはこのように提供される
く必要はないのであります。私が強調した
が一一という権利があるのですから、長い風雨
もことはないであろうし、もしあったとしても日本の
唯の一つもない。沖縄においても将来かなる
本土ではこの事前協議にかかったものはこれまで
以後我々が妥協する安保体制なのであります。
が本土において二十年以上、特に一九六〇年改正
これが有名な「事前協議制度」であり、これ
の長と言わなければ絶対に持ち込めない。

一つ大きな問題がございます。私が只今申しあげたことについては、「なるほど解った。しかし、基地の数や密度はどうか。どうしても本土並みではなかろう。」という批判がございます。そして、私もそれはまさしくその通りだと思います。何しろ長い間のことですし、これを本土並みに切り換え、数のうえでも本土並みに縮小するためには、まだまだ私達は頑張らなければならないのであります。先程屋良主席にお目にかかった時もこの話しを致しましたが、主席はこの点をよく理解していなかった。日本政府から提供されるところの八十八カ所のいわゆる施設区域が永久に租界のようになって残り、そして米国の憲法のもとに自由に米国が使うのだと理解しておられました。

これは大きな誤解であります。八十八ヵ所の星地はなるほど推奨致しますが、やはり「本土並みしてすから、これを少しでも縮小して中ようの日本[illegible]同委員会でしょっちゅう協議することになります。もし皆様がこれとこれがもう必要[illegible]ないとなりかと思われば、その者私どもに言って頂きたい。そうすれば、それを受けて将来整理縮小の方向に持って行くことになります。本土の例を申しますと、十年前、二十年前に二〇〇〇から三〇〇〇もあった星地が現在では百十六ヵ所に減少しているのです。「本土並みしになることによって、本土と沖縄の間にある二十六年間のヤマゾを埋めて行かねばならない。[illegible]、かようにして星地が漸次縮小できることになったということは、大きな進歩ではない

ないかと思います。交渉の際非常に苦労
したことでありますが、那覇の空港にしろ与儀
の貯油タンクにしろ、また、石川の命のビーチもまた復
帰の前には帰って来ることになりました。或い
は牧港住宅区域については、基地リストBの話
に書いてございますように、日本側が将来代替
区域を提供することができれば米側はあそこを
引き払うといってくれているのです。先に述べた
三十数か所以外については皆様にとって期待外
れであったことと思います。率直に言って申し訳なく
ないて おります。しかし、こうして復帰前に
三十四か所、それから、八十八か所のうちこういうふう
にすればこれだけのものが帰って来ますようになりますということが報
告できることは、私として大変喜んでございます。
そして、将来残ります基地も、世界がようであれ

り米国の憲法によって支配される占領地では絶対ないのであります。全部が一度日本（憲法）のもとに帰って来て、そして改めて合同委員会の議を経て、こちらが貸し与えるのです。だからこそ、これら基地のもとでは自由発進もできなくなるのです。

以上のようなわけですから、「核抜き」「本土並み」という一番重要な点については、私は説明が充分につくと思います。或いはまだ若干期待外れのところがございましょうが、これは今後極期待に副うようにして参りたいと思います。これからは完全に対等に、否それ以上（の立場で）此皆様の極意図というものが米側に反映し、その効果が築きあげられるようになったということを極承知頂きたいのです。

こゝで次に一つ返還するかについては、日本政府といたしましては、琉球政府立法院、これは与

野覚一致した恒意見でございますが、これと同
いように明年四月一日を希望致しており、米側
にも充分伝わっております。協定(メン)は両政府間
で調印されましたが、両国の憲法に従って国民
代表の承認を得なければならない。そして批准
書が交換されてから二カ月後に効力が発生する。
現在の段階では国会の手続きも踏まれていません
ので、これを得たずに行政府が勝手に何月何日
に返還すると合意するわけにも参りませんから、合
意はまだ出来ておりません。米国政府としても
上院に対する思惑や気がねもありましょうから、理解
してやらねばならないと思います。しかし、日本側か
らは四月一日を希望として提案しておりますので、恒
了承頂きたい。返還はもうすぐ眼の前にまで
来ていることに間違いございません。最近の日米

関係等からみて、米国上院での審議がスムーズに
予定通り行くかどうか一抹の不安を皆様同様
抱かないでもありませんが、既に辛酉中継まで
やって調印し、世界は[illegible]あまねく宣伝し、
そして日米親善をここにうたいあげたということは大き
なことであって、上院の諸君も全員賛成してくれる
ものと信じております。どうぞ皆様も大きな期待
を持ってお待ち頂きたい。

さて、この次に細かいことで恐縮ですがつけ
加えて申しあげたいことは、今度のこの協定に
ついては誠に有難いことですが、秘密の文書と
かロ頭の約束は何も無いことであります。長
期間をかけて交渉致しましたが、たゞの一枚も
[illegible]文書はありません。堂々と[illegible]天井の
もとで両国民の皆様にお見せすることができ、そして

16

抗承認を得られることと思います。或は期に
は、日本の(問)にはどうも密約があるのではないか。
例えば秘密兵器を持ち込むとか、或いは少なく
とも通過することぐらいさせるのではないかといった、ま
ことしやかな流説がございまして、中にはこれを信
用したかたも相当居らっしゃるようです。しかし、
かようなことは絶対にございません。文書の或る
箇所については、どうしてこうひねくったのかと思う
ところもございますが、一枚でも半枚でも秘密の
ものがあるのに比べどれだけ良いことか、敢えてこの点
を宣伝させて頂きたいのです。

先程、私は、日本政府が三億二〇〇〇万ドル
を支払うということを申しました。この三億二〇〇〇万
ドルが高いか安いか、また、水道や電気などの
三公社(もっぱの)未回が置いて行く(資産)に対金を払うのは

けしからんことであるのか、また、この他にいくらかを
支払うべきものがあるか否かということが記録
のしてあったことは承知致しております。私は、
率直に申しまして、まだこれからかかると思います。
三億二〇〇〇万円は協定が発効して第一年目に
一億円を支払います。そして第二年目からは残り
ためのを四年間で支払います。沖縄の百万人の
かたがたが毎日の生活をして行かれるためには、電力
や水道に関係した公社の資産は移車皆様のが
役に立つわけでございます。これに対して皆様
様自身の負担ではまして、本土政府が自己の責
任から支払いしようということを申しているのであります
から、どうぞ良識をもって判断頂きたい。
[illegible]サンフランシスコ平和条約(締結)以来本国が沖縄を占領
していたのがけしからんのだ。サンフランシスコ平和条

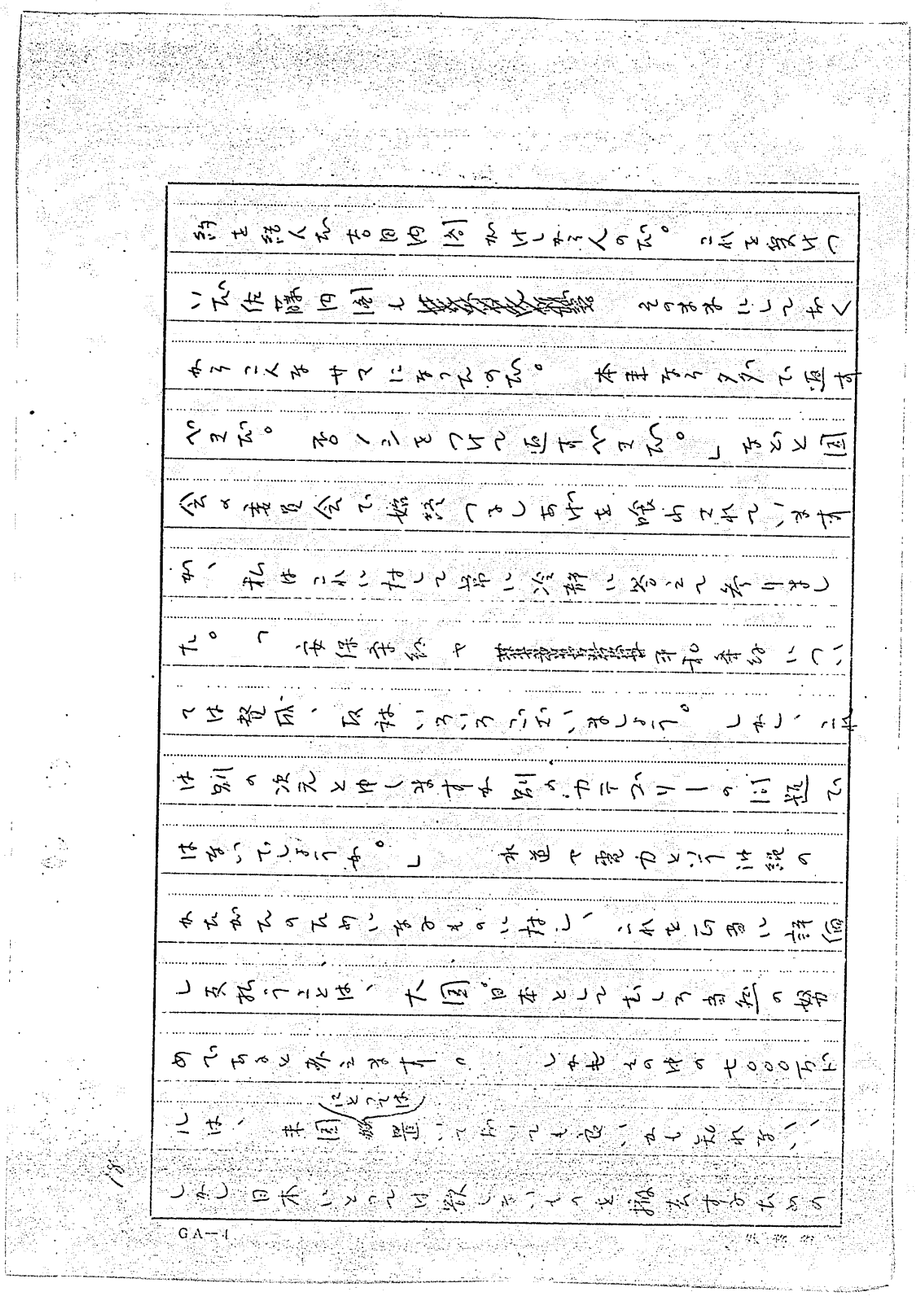

18

GA—1

しかし日本にとっては殺しきいものを掴ますすなめの
には、半国(にとっては)無置いて所にも良いかも知れない、
めでちると称えます。しかもその中の七〇〇〇万円
しき私うことは、大国日本としてむしろ当然の帯
かなかなのなめになるものに対し、これを正当に評価
はないでしょうか。」水道や電力という計算の
は別の次元とゆしますか別のカテゴリーの問題で
ては発展、取扱いろいろございます。しかし、これ
れ。」安保条約や~~[illegible]~~手和条約について
が、私はこれに対して常に冷静に答えて参りまし
会の主見会で始終つまりあげを喰わされています
べきだ。各ノミをつけて直すべきだ。」などと国
かうこんなサマになったのだ。本当なら夕刻で直す
いた佐藤内閣も~~[illegible]~~そのままにしておく
約を結んだ吉田内閣がけしからんのだ。これを受けつ

（ものでし）あって、これに対しお金を支払うのがどうして悪いのでしょうか。[illegible]お金は支払っても、我々の欲しい[illegible]な、、核を持って帰ってもらうことで宜しいのでしょうか、皆さん。

もう一つ皆様のご理解を頂きたいと思いますのは、この三億二〇〇〇万ドルの中に七五〇〇万ドルという別の特殊なお金が含まれていることです。

これは基地労務者のためのお金でございます。

この基地労務者の方々たちは、かなり前から、復帰前に間接雇用制に切り換えますようにとの強い御要請に接しております。

間接雇用制は復帰の時点からでございますが、私どもは、これら労務者の皆さんが労務者として契約した時に遡って、本土の退職金規定を適用致したいと考えております。

このために七五〇〇万ドルかかるわけでありまして、協定のうえでは日本

政府が支払うことになりますが、受益者は沖縄の基地労務者なのであります。日本政府としては先程来申しあげて参りましたように基地は漸次縮小する義務がある。基地を縮小すれば必然的に基地労務者の雇用の問題に関わって参りますので、かように退職金制度を本土並みに引きあげたようなわけでございます。この点につきましては余り報道されていないようでございますので、一般に情理解頂いていないのではないかと思います。私々としましてはかように精一杯の努力を致しましたことをどうか情鉄記頂きたい。

協定自体のことについてまだまだ申しあげることも多くございますが、時間の都合で割愛致します。

私はこれまで誠意をこめて詳しく情説明申

彼は、「安保破棄」を言っているのではない。従って「安保破棄」
と言っても、内閣改造もあり、海外派兵あり、防衛費増額もあり、
私たちがこれらを阻止しようとすれば、
「安保破棄」は、どこまでも後退、どこまでも「安保強化」
になってしまう。

彼は、「安保破棄」を言っている。
しかし、世界における平和と繁栄・
安全・この日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物
にしてこの日本の現状、それらを食べ物

こういましょうが、まず後帰を考えて頂きたい。（すること）
後帰ができなかったならば、それ以上進めること（一歩たりと）
はできないじゃありませんか。只今は選挙
期間中でございますから、これ以上申しませんが、
私が言いたいであろうことをどうか御推察頂き
たい。後帰と安保とは別に考えて、まず後帰
してから、安保反対論者は本土と組んで安保の存否（是非）
というものを議論して頂きたい。皆様どうか後帰
に賛成という声を挙げて、半国上院の批准という
ハードルを高く元気よく越そうではありませんか。
以上のような次第でございますから、「核抜き」「本土
並み」は全く心配ございません。今後は沖縄
県を、内政的に本土並み、否本土並み以上に
するよう皆んなで力を合わせてコンセンサスを作りあ
げるよう努力して行きたいと思います。

私どもが返還交渉で最も苦しんだものに「請求権」の問題がございます。「請求権」という言い方が法律的に正しいかどうか私は存じませんが、沖縄の皆様にとりましては来年ところではないのですね。帝国陸海軍の大陣地の構築が行なわれた廿六年前から始まって、来年の進駐に伴なう勝手気憾な土地収用その他非常に複雑な問題を含んで居るわけであります。しかも、従来の米国及び日本の法律で規定された手続を（精緻な）もってしては、沖縄の皆様のいわゆる請求権をとりあげられないような、また、とりあげるにはなじまないようなものが無数にあるのでございます。返還交渉の過程では、私どもは米国に対して、この「請求権」の問題は沖縄県のかたがた一人一人の「恨み」と「憎しみ」とがこもっていることを強調致しましたが、

問題完全に外交的解決を見るまでのであります。

故に、私は、協定を閣議決定致しました際に

わかわか発言の機会を得て、「諸本機」の問題は

言後の汎説の発展のために絶対に解決すべき

日本政府の問題であるとして、全閣僚の協力を

特に求めておいたのであります。 並に隆景その他

関係の諸国体にかかれて、この問題を積極

的にとりあげて頂きたいと思います。また、私も

全面的な協力を惜しまないでもあります。

「後帰対策要綱」は昨年十一月二十日に第一次、

本年三月二十三日に第二次が閣議決定され、第三次

要綱も遅かに決定されるはこびとなっております。

これら要綱にもられた各種措置を実現するため

には、並に措置が必要でありますが、この点に

ついては汎説は本土並みであっては以下ない。 特別

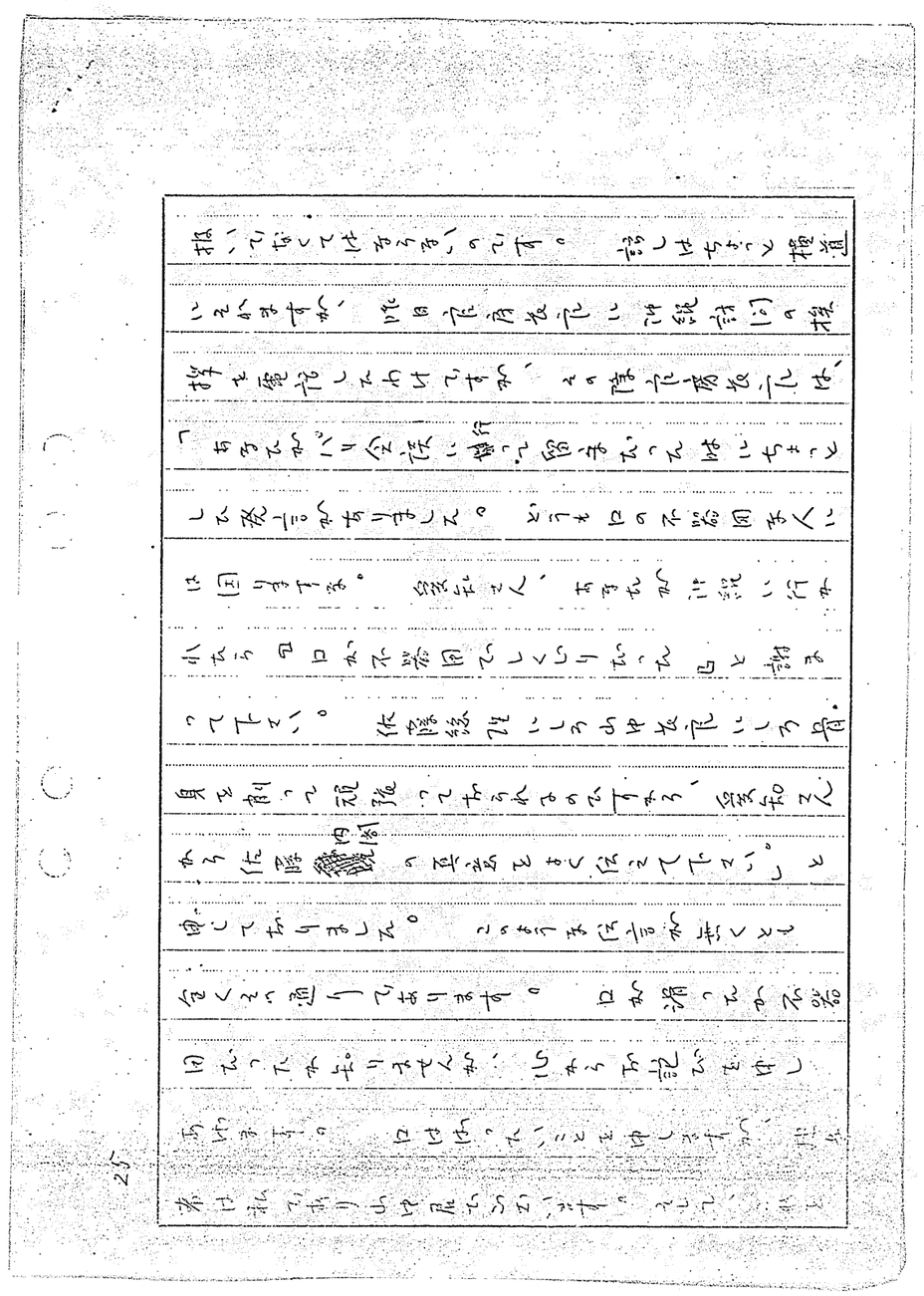

抜いてなくてはならないのです。話しはちょっと横道
にそれますが、昨日官房長官に沖縄訪問の挨
拶を電話したわけですが、その際官房長官は、
「あなたがバリ会談に行って留まだった時にちょっと
した発言がありました。どうも口の不器用な人に
は困りますな。愛知さん、あなたが沖縄に行か
れたら『口が不器用でしくじりだった』と謝ま
って下さい。佐藤総理にしろ山中長官にしろ骨
身を削って頑張っておられるのですから、愛知さん
から佐藤内閣の真意をよく伝えて下さい。」と
申しておりました。このような伝言が無くとも
全くその通りであります。口が滑ったが不器
用だったが知りませんが、心からお詫びを申し
あげます。口ははったいことを申しますが、想象
者は私であり山中君でございます。そして、これを

継続しているかが組閣以来沖縄問題に没頭している佐藤総理でございます。この総理の心情を充分に理解してやって頂きたい、とかように思うのでございます。

くどいようでございますが、私は敢えて申しあげたい。

もはや不毛の議論は忘れて、前向きに実益のある建設的な沖縄の建設に智恵を絞って行こうではありませんか。本土政府もこれまでに述べた諸施策のような問題に取り組んで参ります。どうか一体となって進もうではありませんか。

長い間御静聴有難うございました。これで私も責任の一端を果たせたような気が致します

有難うございました。

琉新.46.6.23

愛知外相の講演要旨

基地の"性格"は本土並み
「核」は信用の問題

本日私が参りましたのは、沖縄の本土復帰がさる十七日の日本とアメリカとの沖縄返還協定調印で、実現の運びになったことについて、みなさんに直接、報告するのが政府の義務であり、また佐藤首相の願望でもあり、こうして報告やお話を申し上げたいためである。沖縄返還協定は、世界でも例のないような宇宙中継により東京とワシントンで同時調印が行なわれた。協定の中間報告について国会で行ない、また琉球政府や立法院など沖縄の方々にも中間報告を行なったが、これも従来例のなかったことだ。

第一にこんどの返還協定について政府として苦心したのは、六九年十一月に発表された日米共同声明の中に沖縄返還の具体的なものに核抜き、本土並み、七二年返還を六、七、八項目に示されているが、そのままを返還協定の条約にできるだけレタリと定めることであった。政府としてはこの三つの眼目を沖縄返還協定のなかで貫くことができたとみなさんに報告することができる。

核抜きについては、条約の七条で規定されている。一部の人は、条約でありながらもって回ったいい方をしているといい、いまだに核戦しであると疑惑心をいだいている。これは残念なことだ。平たい話しことばでいえば、日本は「抜きで返してください」といい、アメリカは「その通りして返す」ということの約束であり何人も疑惑をいだくことはない。資産買い上げに日本政府は三億二千万ドを五カ年間で支払うが、このうち約七千万ドは核撤去のための費用であり、これが核抜きの結果を示唆している。これをも疑うのは、疑い過ぎである。

もう一つは、本土並みについての疑惑がもたれているようだ。沖縄には基地がたくさんあり、現在米施政権下にあっては、アメリカ戦略のためベトナムやカンボジアに沖縄から出撃することに関してわれわれの欲しないところであっても、いまはどうすることもできない。しかし復帰後は基地の性格や使い方が全く変わってくる。復帰後は沖縄の基地から発進する場合にはアメリカは日本政府の事前承認を得ないとできなくなる。

仮にアメリカが沖縄に核持ち込みをしたいといっても事前の承認なしにはできない。私が強調したいことは、本土並みとは、基地の性格はいまと復帰後とでは全く違うということである。もう一つ大きな問題は、基地の数、密度はどうなるかだが、これはなるほど本土並みではない。この点これからがんばっていかなくてはならない。基地の問題に関しては屋良主席もまだ全じゅうぶんにしか理解していない。八十八の基地が永久に残りアメリカの原法のもとで使えると考えているが大きな誤解である。復帰後残る基地は、アメリカの憲法で支配される占領地ではない。日本のものである。

こんどの返還調印に関して秘密の約束はなんにもない。「密約があるのではないか」という流説もあるが、全然なく秘密のない明るい外交だと宣伝されてほしい。

三億二千万ドは高いか、安いかはひとつの問題だ。千百億円だが一年目は一億ドル、二年目から四年間は平均百九十億円平均になるが、これは百万人の皆様が生活するのに必要な電力、水に役に立つし、対価を払うのは当然の義務である。

くどいようだが、欲せざるもの（注・核をさす）を撤去するのにカネを払うのが何で悪いのか。カネをかけても持ち帰ってもらった方がよい。また、このうち七千五百万ドは特殊のカネで基地労務者を間接雇用にして本土並みの退職金規定を適用し、契約期間もさかのぼって通算する。受益者は基地労務者であり稍一ぱい努力したことが一般に理解されていない。

家庭にいわせてもらうとこんどの返還は心の中で喜ばれているはずだが、安保問題とからまされて「ゴーホームアイチ」とやられるとガッカリする。日本は核めき、徴兵もなく海外派兵もなく繁栄したがその根源の大部分は安保なのだ。だから返還を安保勘定、廃棄などとからめられるのは納得できない。復帰と安保は別だ。喜々として返還に活躍を活躍してほしい。絶大な後援をお願いしたい。不毛な疑惑や不安を捨てていかに内政的に沖縄をつくるかのコンセンサスをまとめてほしい。

私が苦しんだのは請求権だ。沖縄の人は米軍だけでなく日本軍の陣地の構築、激戦、土地取用と勝手にやられた。それらは米国や日本の精密な法律では請求としてとりあげられない問題がいっぱいある。請求権は一人ずつもっており、憎しみも、逆に希望、明るいもこもっていよう。しかし、法の限界内の解決しかできなかった。請求権は沖縄の発展のためにこえなければならない問題で、閣議ではとくに銘記してくれと力説した。しかし、せびとりくんでやらなければならない。

沖縄にたいする措置は立法が必要であり特別扱いにしなければならない。どこかが、私の留守中国の不器用な人が事件をおこした。きのう保利官房長官から沖縄へ行ったらあやまってくれと頼まれたが首相はじめ山中長官、私も官身を行っている。尊意をつくして素直に受け入れてやってほしい。くり返すが不毛な議論は後ろ向きであり、実績のある前もきの建設に知恵をしぼってほしい。本土政府もモリモリやる。一体となって建設的な歩みをしよう。

講演する愛知外相（西場ビルホール）